

平成 29 年 6 月 16 日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

「日本版スチュワードシップ・コード」改訂への対応について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 ^{いけがや} ^{みきお} 池谷 幹男、以下「弊社」）は、本年 5 月 29 日に公表された日本版スチュワードシップ・コード（以下「本コード」）の改訂を踏まえ、本コードで示された 7 つの原則に対する弊社の対応方針を更新しましたので、お知らせいたします。

本コードの改訂では、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことを目的に、運用機関のガバナンスや自己評価、議決権行使結果の公表の充実および機関投資家と企業との間で「建設的な対話」を行っていくことなどの重要性が改めて示されました。

これまで弊社は、本コードの改訂を見据え、運用機関としての一層のガバナンス強化を目的に、本年 3 月 1 日に「スチュワードシップ委員会」を新設し、また議決権行使結果の個別開示に踏み切ることをいち早く公表するなど、スチュワードシップ活動の実行性向上に向けた取り組みを進めています。

なお、議決権行使結果の個別開示については、本年 5 月 31 日に平成 28 年 7 月から平成 29 年 4 月末までに開かれた株主総会議案に関する議決権行使結果をホームページで公表しました。本年 8 月には 5 月から 6 月までの株主総会議案について、議決権行使結果に加えて、その賛否理由も開示する予定です。

今般、更新した概要は以下の通りです。

	コード改訂のポイント	弊社受入れ方針の変更点
原則 2	ガバナンス強化・利益相反管理の強化	・利益相反を類型化するとともに、利益相反を回避し、その影響を実効的に排除することを目的とした次の施策を明記 ①第三者委員会（スチュワードシップ委員会）の設置 ②受託財産部門運用部署への影響遮断 人事異動制限や影響力・情報遮断ルールの明確化、資産運用プロセスのモニタリング強化
原則 3	投資先企業の状況把握の項目として収益機会を追加	改めて環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の観点で投資先企業の状況把握において重視する旨明記

原則 4	パッシブ運用における中長期視点に立った対話や議決権行使への取組み	パッシブ運用における対話活動の取組方針について明記
原則 5	議決権行使結果の公表内容の充実化	議決権行使結果の個別企業及び議案ごとに行使結果並びに賛否理由を開示する旨、明記
原則 7	機関投資家の経営陣の責務の明示 スチュワードシップ活動に係る改善努力と、定期的な自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップ活動充実に関し、経営陣が主体的に取り組む旨、明記（※） ・スチュワードシップ活動について、エンゲージメント会議や議決権行使会議で評価する仕組みと共に、スチュワードシップ委員会での検証内容を加え、自己評価として公表する旨明記

※弊社受託財産部門のアセットマネジメント事業長による投資先企業に対するメッセージを併せてホームページに掲載しています。

[更新後の対応方針『「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れ』は別紙をご参照下さい](#)

今後もインベストメントチェーンの一員として、本コードへの対応を踏まえたスチュワードシップ活動を通じ、投資先の企業価値向上や持続的成長を促し、最終受益者の長期的利益の拡大を真に目指すことで、運用機関としての責務を最大限果たして参ります。

以上